

大阪市告示第871号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年6月26日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪アメニティパーク

大阪市北区天満橋一丁目8番30 外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱マテリアル株式会社 執行役社長（代表執行役） 田中 徹也

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

外1者

- (3) 変更事項

- ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所
三菱マテリアル株式会社	代表取締役 小野 直樹	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
三菱地所株式会社	代表取締役 中島 篤	東京都千代田区大手町一丁目1番1号

(変更後)

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所
--------	------------	----

三菱マテリアル株式会社	執行役社長 (代表執行役) 田中 徹也	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
三菱地所株式会社	代表取締役 中島 篤	東京都千代田区大手町一丁目1番1号

- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前)

三菱マテリアル株式会社 代表取締役 小野 直樹
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
外20者

(変更後)

三菱マテリアル株式会社 執行役社長 (代表執行役) 田中 徹也
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
外20者

- (4) 変更年月日

令和7年4月1日

- 2 届出年月日

令和7年6月11日

- 3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

- (2) 期間

令和7年6月26日(木)から令和7年10月27日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 27 日 (月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)